

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成23年3月15日（諮問第99号）

答申日：平成23年11月7日（答申第61号）

事件名：みつばち飼育届の部分公開決定処分に対する異議申立てに関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、みつばち飼育届（以下「本件対象文書」という。）について、部分公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成23年2月7日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し「みつばち飼育届」について公開請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成23年2月21日、条例第10条第1項の規定に基づき、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年3月4日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取消し、本件対象文書の届出者の飼育場所、飼育ほう群数及び飼育期間の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書によると、概ね次のとおりである。

なお、条文を列挙している部分については、異議申立書において条項番号と条文が整合していなかったため、条項番号を修正したうえで記載している。

養蜂場を開業するにあたり、みつばちの飼育及び転飼調整に係る県の方針（秋田県農畜産振興課通達）によると、「飼育者相互の連携協調を十分図ること」及び「ほう群間の距離については、腐蛆病等の予防対策の観点から概ね2 km以上離すこと」との指導があるが、非開示決定により養蜂場所在地を把握することが不可能となり、県の方針を遵守できない。

家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通知）によると、家畜の飼養者等の果たすべき役割として、自衛防疫は、家畜防疫の基礎をなすものとして位置付けられ、自衛防疫の積極的な推進等の取組みを通じて、家畜の伝染性疾病発生の未然防止に重点を置いた事前対応型の防疫体制の構築に努めることが重要であることが明記されている。養蜂業者の最大自衛防疫対策は、周辺養蜂場と適切な距離をとり過密な状態での飼養を避けることである。過密な状態で伝染性疾病がひとたび発生した場合、急速かつ広範囲にまん延することから、その

被害を最小限にするための迅速かつ的確な対応は不可能である。適切な養蜂場の間隔がとられていれば、被害が少なくなることは明らかである。

国及び都道府県は、家畜防疫の実施に当たり、相互に連携を図りつつ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備等の伝染性疾病対策に努める必要がある。

みつばちも広域的に流通するようになっている今、新たな疾病の発生も考えられる。養蜂業者の財産であるみつばちが甚大な被害を受けた場合、養蜂業者の生活と財産であるみつばちはもちろん、みつばちの減少や不足により、花粉交配が出来ない農園や農家の方々の生産量が減少することがあれば、一般消費者にまで影響が及ぶことが考えられる。

実施機関が非開示とした当該文書の内容は、養蜂業者の生活と財産、及び、果樹農家との関係を鑑みて、非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

よって、異議申立てに係る処分は次のとおり違法不当である。

条例（公開義務）第6条第1項第1号ただし書き(一)

法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

条例（公開義務）第6条第1項第1号ただし書き(四)

法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

条例（公開義務）第6条第1項第1号ただし書き(五)

(一)から(四)までに掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められるもの

条例（公開義務）第6条第1項第2号ただし書き(二)

法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められるもの

条例（公開義務）第6条第1項第2号ただし書き(三)

(一)又は(二)に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

以上のように、本件処分は、条例の解釈、運用を誤ったものである。よって、その取消しを求めるため、本異議申立てを行った。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

1 飼育場所について

(1) みつばちの飼育場所は、蜜源となる樹木等（ニセアカシア、トチなど）の近くに置くことが多く、通常は飼育者は常駐していない。

ここ数年、全国各地でみつばちの盗難被害が多発しており、その要因として、みつばちは輸入制限で数が減り、はちの価格が高騰していることが背景にあるといわれている。

また、蜜源は飼育者が長年かけて探して見いだした場所である。

このため、飼育場所を公開することにより盗難等の被害に遭うことについて、また、蜜源が近くにあることを不特定の者が容易に知り得るようになることについて、保護に値すると認められると判断して非公開とした。

一方で、異議申立人が由利地域の飼育者と情報交換を行えば異議申立てを行う理由は無くなると考えられ、非公開にしても条例第6条第1項

第2号ただし書きには該当しないと判断した。

- (2) 通常、飼育者は飼育場所に常駐しておらず、採蜜の最盛期には、3日に一度くらいの頻度で養蜂家が飼育場所へ行き、はちみつを採取するとのことである。

また、みつばちの飼育箱はトラックなどに積んで移動するため、飼育場所へは車で行くことが必要であり、人目につく所には置かないが、所在地が分かれば比較的簡単に飼育場所を見つけることができると思われる。

悪意を持った者が情報公開制度を利用し、飼育場所の情報を得た場合、盗難等の被害に遭う確率が相当程度上がることは間違いない。

2 飼育ほう群数について

- (1) すでに氏名は公開しており、飼育ほう群数は養蜂家の財産そのものであることから、氏名と飼育ほう群数を併せて公開することにより、事業規模を不特定の者が容易に知り得ることになる。このことについて、保護に値すると認められると判断して非公開とした。

一方で、異議申立人が由利地域の飼育者と情報交換を行えば異議申立てを行う理由は無くなると考えられ、非公開にしても条例第6条第1項第2号ただし書きには該当しないと判断した。

- (2) 1群あたりの収入金額や、専業で事業を行うことができるとされる群数が定説としてあるため、飼育ほう群数が明らかになることによって、養蜂による収入を推定することも可能になり、専業事業者なのかどうか、などについても不特定多数の第三者に知られてしまうことになる。

また、飼育ほう群数など「みつばち飼育届」の記載内容が不特定の第三者に公開されることが前提になると、万が一ほう群数を知られたくない飼育者がいた場合、正確な数字を届け出ない可能性も考えられ、制度の運用上問題が生じるおそれがある。

統計法に基づいて実施している農林業センサスでは、市町村又は旧市町村において、調査区分が2戸以下しかない場合などは、農林業経営体の秘密保護の観点から、実際の数値ではなく「X」で表示をするなどの措置を講じている。

公表を前提としている農林業センサスでもこのような措置を講じていることから、公表を前提とはしていない「みつばち飼育届」の飼育ほう群数を非公開と判断する理由の一つになる。

3 飼育期間について

(1) 由利地域振興局管内のみつばち飼育者は、冬期間は住所地又は近隣でみつばちを越冬させることが多く、氏名と飼育期間を併せて公開することにより不特定の者が越冬場所を容易に推測できることになる。また、転飼サイクルも不特定の者が容易に知り得ることになる。このことについて、保護に値すると認められると判断して非公開とした。

一方で、異議申立人が由利地域の飼育者と情報交換を行えば異議申立てを行う理由は無くなると考えられ、非公開にしても条例第6条第1項第2号ただし書きには該当しないと判断した。

(2) 冬期間は、多くの飼育者が、自宅の敷地内やその近くで越冬させているという実態があり、仮に冬期の飼育期間が分かると、その期間は自宅の近くにあると想定されやすくなる。そのため、悪意を持った者が情報公開制度を利用し、飼育期間の情報を得た場合、盗難等の被害に遭う確率が上がることは間違いない。

4 補足事項

(1) 異議申立人が異議申立ての理由の中で、非開示による弊害として記載している「非開示決定により養蜂場所在地を把握することが不可能となり、

県の方針を遵守できません。」について、県の方針では飼育者相互の連携協調を十分図ることとしている。このため、県では飼育者相互の話し合いの場を設定するために秋田県養蜂協会由利支部及び大仙仙北支部との打合せを行い連絡調整に努めてきた。

異議申立人は、平成22年11月18日に仙北地域振興局で行われた打合せにおいて、「自分は飼育届の情報は開示してほしいと思う。開示することによって自分の近くには箱(みつばち)を置く人がいなくなると思う。」との発言をしている。しかしながら、自らの情報を相手方に伝えようとはしないで、相手方の情報を情報公開請求により得ようとしているのである。

(2) 「みつばち飼育届」は、養ほう振興法第3条第1項の規定により、みつばち飼育者が毎年1月31日までに知事に届け出なければならないもので、前年から県内でみつばちを飼育している飼育者が、引き続き県内で飼育する場合に提出するものである。

「みつばち飼育届」の提出先は、各年1月1日現在の飼育場所を管轄する地域振興局になる。また、他の地域振興局管内への転飼が予定されている場合は、当該地域振興局間で情報交換を行っており、各地域振興局では、自管内で誰が、どこで、いつ、何群、飼育しているのかという情報を持っている。この情報は、各地域振興局から畜産振興課にも報告され、畜産振興課では全県の飼育情報を把握している。

「みつばち飼育届」の情報は、通常二つの用途で使われている。

一つは、家畜保健衛生所が、みつばちの伝染病である腐蛆病検査を行う際に、畜産振興課から家畜保健衛生所に情報が提供され、当該検査を実施する際に活用されている。

もう一つは、各地域振興局で県外からの転飼者がいる場合に開催する転飼調整会議の資料を作成する際に使う場合がある。この会議は、飼育場所が近くなりすぎないようにしたり、うまく分散させたりするための調整を

する会議であり、地域振興局によって若干手法は異なるが、「みつばち飼育届」の情報を一覧表にしたり、地図に示すこともある。

ただし、この場合であっても、各地域振興局において、資料に目的外利用を禁止する文言を記載したり、開催通知に取扱注意の文言を記載したり、会議終了時に資料を回収したりしている。

このように、各地域振興局へ提出された「みつばち飼育届」の情報が県の機関以外の目に触れるのは転飼調整会議の場のみになるが、会議出席者が自由に第三者へ情報を提供している状況ではなく、「みつばち飼育届」の情報は公にすることを前提に取り扱っているものではない。

異議申立人は異議申立ての理由として、条例第6条第1項第2号ただし書き等を記載しているが、少なくとも由利地域振興局管内で養蜂業を営んでいる方々が違法又は不当な事業活動を行っていることはないし、事業活動によって生ずるおそれのある危害も今のところない。

また、みつばち飼育者である異議申立人が、県の方針にあるとおり、由利地域のみつばち飼育者と事前に十分協議のうえ合意形成を図り、トラブル防止に努めれば、異議申立てを行う理由は無くなると考えられる。

第5 調査審議の経過

- (1) 平成23年 3月17日 諮問の受付
- (2) 同 年 4月15日 実施機関から非公開理由説明書を収受
- (3) 同 年 6月13日 審議
- (4) 同 年 7月21日 実施機関が意見陳述
- (5) 同 年 9月 1日 審議
- (6) 同 年 9月30日 審議
- (7) 同 年10月24日 審議

第6 審査会の判断の理由

本件対象文書の公開請求に対して、実施機関が、届出者の氏名についてはすでに公開しているが、当審査会では、その事実を前提として判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、養ほう振興法（昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定に基づき、業としてみつばちの飼育を行う者が秋田県知事に提出した平成23年分のみつばち飼育届である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、届出年月日、住所、氏名、印鑑、電話番号、平成23年1月1日現在みつばち飼育状況における飼育場所及び飼育ほう群数並びに平成23年度みつばち飼育計画における飼育場所、飼育ほう群数及び飼育期間が記載されている。

実施機関は、本件対象文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されていることを理由に、条例第6条第1項第1号本文に該当するとして、また、事業を営む個人に関する情報であって、当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位等が損なわれるものが記載されていることを理由に、条例第6条第1項第2号本文に該当するとして、本件対象文書のうち、届出年月日及び氏名を除き非公開としている。

2 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）本文該当性について

本号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

本号本文の趣旨は、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事

業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないこととしたものである。

異議申立人は、非公開とされた情報のうち、飼育場所、飼育ほう群数及び飼育期間を公開するよう求めているが、これらは事業を営む個人の当該事業に関する情報であると認められることから、当審査会では、本件対象文書について、異議申立人が公開を求めている記載事項ごとに、当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するかどうか検討する。

飼育場所については、飼育者が長年をかけて見いだした蜜源の近隣地にあり、この蜜源が他の養ほう事業者知られてしまうことにより、当該養ほう事業者との競合等による不利益を被るおそれがあることが認められる。加えて、飼育者が飼育場所に常駐しておらず、飼育場所が第三者に容易に知られることによって、盗難の被害に遭う可能性を考慮すれば、公開することにより、競争上若しくは事業運営上の地位等が損なわれるとする実施機関の主張は妥当である。

飼育ほう群数については、1群あたりの収入金額や、専業で事業を行うことができることとされる群数が定説としてあるため、これが明らかになることにより、養蜂による収入や事業規模を推測することも可能となることが認められる。本件においては、すでに事業者の氏名が公表されている状況であるため、併せて飼育ほう群数が明らかになることにより、事業者ごとの収入などが推測される可能性があり、事業運営上の不利益を被るおそれがあることを考慮すれば、公開することにより、競争上若しくは事業運営上の地位等が損なわれるとする実施機関の主張は妥当である。

飼育期間については、事業者の転飼サイクルが明らかとなるものであるが、冬期間は事業者の住所地又はその近隣でみつばちを越冬させることが多く、すでに事業者の氏名が公開されている状況であるため、これが明ら

かになることにより、みつばちの越冬場所が推測されやすくなることが認められる。これにより、盗難の被害に遭う可能性が高くなることを考慮すれば、公開することにより、競争上若しくは事業運営上の地位等が損なわれるとする実施機関の主張は妥当である。

以上のことから、実施機関が、条例第6条第1項第2号本文に該当すると判断したことは妥当であると認められる。

3 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）ただし書き該当性について

異議申立人は、異議申立ての理由において、実施機関が非公開とした部分について、条例第6条第1項第2号ただし書きに該当するため、公開すべきである旨主張する。

しかしながら、みつばち飼育届を提出した事業者が違法又は不当な事業活動を行っているとは認められず、その事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障や危害等も認められない。

よって、実施機関が非公開とした部分については、同号ただし書きに掲げるいずれの情報にも該当しないと認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由において、実施機関が非公開とした部分について、条例第6条第1項第1号ただし書きに該当するため、公開すべきである旨主張する。

しかしながら、異議申立人が公開を求めている部分については、当審査会において、すでに同項第2号本文に該当するため非公開とすることが妥当であると判断しているところであり、同項第1号ただし書きに該当するかについては判断しない。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士 (平成23年10月24日の審議から)
	池 村 好 道	秋田大学教育文化学部長
	小 高 さほみ	秋田大学教育文化学部准教授 (平成23年9月30日の審議まで)
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士